独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社 東芝		コード	6502
提出日	2020/7/9	異動（予定）日	2020/7/31	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	古田　佑紀	社外取締役	○													○		有
2	太田　順司	社外取締役	○										△					有
3	小林　伸行	社外取締役	○													○		有
4	山内　卓	社外取締役	○										△					有
5	藤森　義明	社外取締役	○										△					有
6	Paul J. Brough	社外取締役	○													○		有
7	Ayako Hirota Weissman	社外取締役	○													○		有
8	Jerome Thomas Black	社外取締役	○										△					有
9	George Raymond Zage Ⅲ	社外取締役	○													○		有
10	永山　治	社外取締役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		社外取締役古田佑紀氏は、法律の専門家としての幅広い実績と企業法務やコーポレート・ガバナンスに関する高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
2	社外取締役太田順司氏は、過去において、当社の取引先である新日本製鐵㈱（現日本製鉄㈱）の業務執行者でありましたが、業務執行者を退任してから10年を経過しており、また、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の１％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	社外取締役太田順司氏は、大規模な製造業者の経営企画の実務を含む経営者としての経験や日本監査役協会役員としての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
3		小林伸行氏はかつて日本の準大手監査法人の代表者を務め、財務及び会計並びに監査に関する深い知見を有しており、同氏の公認会計士としての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営及び会計監査人に対する適切な監督を現に行っております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
4	山内卓氏は、過去において、当社の取引先である三井物産㈱の業務執行者でありましたが、業務執行者を退任してから５年を経過しており、また、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の１％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	山内卓氏は、日本企業の経営実務に関する深い知見を有するとともに、国際事業の豊富な経験、多様な事業を有する日本企業の監査に関する深い知見を有しており、これらの幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。

5	藤森義明氏は、過去において、当社の取引先である㈱LIXILグループ、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー及びその日本法人の業務執行者でありましたが、業務執行者を退任してから5年以上を経過しており、また、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の１％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	藤森義明氏は、当社の主たる事業領域である電機業界において深い国際的な事業経験を有しております。また、日本の有数の上場企業のCEOや社外取締役を務め、日本の大手企業における経営についても深い知見を有しています。 このような国際的な事業経験や大企業の経営者としての幅広い実績と高い見識に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
6		Paul J. Brough氏は、英国勅許公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、ファイナンシャル・アドバイザーや複数の会社のリストラクチャリング・オフィサーとしてのM&Aや事業再構築に関する深い経験、海外企業の業務執行取締役等として国際的な事業経験を有しております。このような国際的な事業経験、M&Aや事業再構築の深い経験、企業経営者としての幅広い実績や高い見識に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
7		Ayako Hirota Weissman氏は、長年にわたり日本国内外の株式投資を始め、様々な投資事業に携わり、特に、投資事業に関して豊富な経験と深い知見を有しております。また、国際的な事業経験を有するとともに、日本企業の社外取締役を務めており日本企業についての知見を有しています。このような幅広い実績や高い見識に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
8	Jerome Thomas Black氏は、過去において、当社の取引先であるイオン㈱の業務執行者でありましたが、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の１％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	Jerome Thomas Black氏は、国際的コンサルティング・ファームにおける経験を有するとともに、長年にわたり、日本企業において業務執行に従事してきました。グループ戦略、IT・デジタルビジネスの責任者として事業を執行してきたこと、日本企業の経営に対する深い知見、国際的な事業経験を有しており、このような幅広い実績や高い見識に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
9		George　Raymond Zage Ⅲ氏は、著名な投資ファンドにおいて上場企業、非上場企業への投資を多数行った経験があり、スタートアップ企業への投資、事業再生投資の経験も多数あります。このような投資ファンドにおける経験から事業ポートフォリオ、事業再構築、M&A、資本市場や資本配分の専門性を取締役会にもたらすことができると考えられ、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 なお、同氏は、2018年8月まで、当社の大株主であるFarallon Capitalグループに属するFarallon Capital Asia Pte. Ltd.の業務執行者でありました。Farallon Capitalグループの議決権比率は10%未満であることから、独立性に問題はありません。また、同氏からは、特定の株主ではなく、当社のために取締役としての職務を遂行する旨の意思表明を受けております。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
10		永山治氏は、グローバル企業である中外製薬㈱の最高経営責任者として、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、㈱ソニーの社外取締役としての経験から、電機事業に関する深い見識を有しており、当社の経営に対する適切な監督が期待されます。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。

４．補足説明

上記社外取締役は、会社法第2条第15号の要件を満たすとともに、当社指名委員会が定める取締役指名基準及び社外取締役の独立性基準に合致しております。 取締役指名基準及び社外取締役の独立性基準につきましては、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインの別添資料をご参照ください。 https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/governance/pdf/corporate_governance_guidelines20200514.pdf

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※５　独立役員の選任理由を記載してください。